

新門司地区スポーツ施設「人工芝球技場」使用要領

令和6年4月1日改訂

- 人工芝球技場（以下、球技場と言う）を使用できる方は、使用許可申請書を提出して許可を受け、使用要領を遵守される方とします。使用にあたっては、当施設職員の指示に従ってください。使用を承認された後、次の各号に該当すると認めるときは、その使用を取り消し、または中止を命ずることができます。
 - この要領に違反した場合、また使用申請に虚偽があった場合
 - 営利を目的とした活動をした場合
 - 公序良俗に反する行為を行う恐れのある場合、また行った場合
 - 北九州市暴力団排除条例の主旨に反した場合使用を取り消す場合は、速やかに使用予定者及び使用者に連絡します。これによって発生することについては、当施設は賠償の責を負いません。
- 使用者は、許可の目的以外に使用または使用する権利を譲渡・転貸することはできません。
- ゴール、フラッグ等備品の設置は、当施設職員の指示に従い、使用者で行ってください。
- 使用者は、使用終了後直ちに現状を回復して返還しなければなりません。また、施設・設備を破損、滅失した場合において現状回復できないときは、その損害を賠償しなければなりません。
- 使用者は、安全を最優先に考え、事故等が起きないように最大限に注意して使用しなければなりません。暑熱下に限らず、熱中症予防に配慮した使用をしてください。使用中に生じた事故については、当施設はその責を負いません。なお、緊急時には関係機関に速やかに通報するとともに、管理事務所にも連絡してください。
- 使用申請者は、ごみの後始末（持ち帰り）、トイレ等の清潔保持及び火気等の使用禁止、並びに下記の「使用上の注意」を関係者に周知徹底してください。
- 駐車は、東側駐車場を使用するものとし、駐車場内ならびに公道の通行に支障をきたさないようにしてください。迷惑駐車をした場合、使用の中止を命じるとともに以後の使用を禁止する場合があります。なお、駐車に係る事故（当て逃げ、置き引き等）については、当施設はその責を負いません。
- 開場時間は、8時から21時まで（準備・片付け・消灯・施錠・退場の時間を含む）とします。
- 使用上の注意
 - 大会等で使用する際、原則として応援・観覧者はネットの外側から（安全第一義）となります。
 - 野球用や陸上競技用のスパイク、ならびにヒールの高い靴での入場はできません。
 - サッカースパイク、ラグビースパイクの取り換えスタッドはプラスチックのみ可とします。
 - 球技場内に泥・土などを持ち込んだりラインを引いたりできません。
 - 球技場内は火気・喫煙は厳禁です。喫煙は球技場外の指定された場所のみ可とします。
 - 球技場内に危険物を持ち込んだり犬・猫と一緒に入場したりできません。
 - 球技場内は飲食厳禁です。ただし、水（スポーツドリンクを含む）は例外とします。容器等の始末をきちんと行い、持ち帰って下さい。氷の始末は球技場外でしてください。
 - ゴール、フラッグ等の備品は損傷させないよう元の場所に戻してください。移動させる場合、安全に配慮するとともに人工芝を痛めないようにしてください。
 - 防球ネットに向けてボールを蹴ったり投げたりしないでください。
 - 貴重品は各自で責任をもって管理してください。
 - 使用申請者は使用後、球技場内の施錠等を必ず確認してください。
 - ナイターを使用した場合は、終了後に必ず消灯を確認してください。
 - 鍵の紛失・備品の破損は、使用者の負担となります。

【補足事項】

- 大会等で使用する際、トイレトペーパーは各主催者が事前に必ず準備してください。また、終了後のトイレ掃除も主催者で行ってください。
- 大会等でプレハブトイレの使用をする際、タンク内の水が不足してきたときは、ポリタンクの水を補充してご使用ください。
- 球技場内倉庫に置いていない備品については、管理棟内で管理しているものがありますので、事務室にお問い合わせください。